

入園を訪ねて

7月3日、くもり空の下、行田市にあるハス園を鑑賞しようとして、仲間4人を乗せた車が戸田から目的地向かって走りまわりました。

現地へ到着すると、さすがに多くの人たちが先に行こうと走って、人・人・人ばかり。ハスにもさまざまな色、形、姿があり、そのほか、より独自の個性をみせて、見物客を飽きさせません。

4月の桜、5月のツツジ、6月のアジサイ、そして7月にはハス。毎月花を咲かせ、客を魅了する自然のありさまには、身を震わせ、心が洗われる思いがします。

仲間がおにぎりを用意してくれ、昼食を緑のじゅうたんの上でほおばりました。これは小学校の遠足以来かと思ひながら、懐かしく、またぜいたくな感じもし、幸せなひとときを過ごすことができました。

ハス園での鑑賞を終え、次は所沢に向かい、小野町大字

吉野辺出身の、とも子さんの経営するお店へお邪魔しました。

店では、会話が弾み、その中で「ふるさと小野町会」の話をしたところ、入会してもらおう事になりました。その後も、お互い笑顔で昔話や身の回りの話に、時の経つのも忘れてしまい、いつの間にか外はうす暗くなっていました。4人は満足感にあふれ帰路に着きました。

また会える日を楽しみに、ふるさと小野町に愛と交流を深め、今日・明日を元氣よく力強く生きて行きたいと思ひます。



石井 よし子(飯豊出身/埼玉支部)

年	一
民	コ
国	金
金	ナ

国民年金保険料の免除制度③

学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生の方については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本人の所得が一定基準以下であれば対象となり、家族の方の所得の多寡は問いません。

■対象者

大学(大学院)および短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学している方で、本人の所得が一定基準以下の方

■所得基準

本人の前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

【計算式】

118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等
■障害・遺族基礎年金を受け取ることができません

障がいや死亡といった不慮

の事態が生じた場合に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るためには、一定の受給要件があります。学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に当該要件の対象期間となりますので、万が一のときにも安心です。

■老齢基礎年金の年金額には反映されません

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間等が25年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この25年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし老齢基礎年金の年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受け取るためには、40年の保険料納付済期間が必要です。

このため、将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためには、学生納付特例が承認された期間の保険料を納付(追納)する必要があります。10年以内であれば、古い期間から順に納

付することができず(ただし承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていたときの保険料に一定の加算額が加わります)。追納を希望される場合は、役場または年金事務所にご相談ください。

■手続き

申請書に必要書類を添えて、住民票のある市町村国民年金担当窓口へ提出してください(申請書は役場または年金事務所にあります)。

手続きに必要なものは次のとおりです。

- ①国民年金手帳
- ②学生等であることを証明する書類(在学証明証または学生証の写し)
- ③認め印(本人が署名する場合は不要)

※申請は毎年必要です。

岡郡山年金事務所

☎024-932-3434

岡町民生課

☎72-6933